

柴田町農政事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月21日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第21号

柴田町農政事務所設置条例の一部を改正する条例

柴田町農政事務所設置条例（昭和37年柴田町条例第151号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号） 第9条 及び 第13条 の規定の趣旨に基づき、柴田町の農業の持続的な発展を円滑に進めるため、農政事務所を置く。	第1条 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号） 第8条 及び 第11条 の規定の趣旨に基づき、柴田町の農業の持続的な発展を円滑に進めるため、農政事務所を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。